平成２９年（フ）第７２号
福岡県京都郡みやこ町犀川山鹿109番地　県営住宅今里団地305号
債務者　岩松　義幸
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
北海道北見市とん田東町484番地10　コーポ無加川205号
債務者　鍵谷　和広
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目545番地１　シティハイツ101号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
埼玉県吉川市大字保19番地５
債務者　遠藤知恵子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６５号
埼玉県吉川市大字保19番地５
債務者　遠藤　征俊
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
埼玉県草加市氷川町2143番地１　マンションふたば203号
債務者　生方はるみ
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
埼玉県春日部市米島976番地15
債務者　木村　拓郎
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
埼玉県三郷市高州２丁目73番地１　パークアベニュー307、旧住所埼玉県三郷市鷹野５丁目136番地　ハイツ・タカノＢ棟001号室
債務者　新井かづ子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1586番地　コーポオリンピア　202
債務者　畑　　恵介
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
川崎市川崎区藤崎２丁目４番12号　Ｍ＆Ｋプラザ藤崎　301
債務者　目黒　雅孝
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
川崎市高津区向ケ丘135番地１　ルックス宮崎台　205
債務者　依田　裕美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
川崎市川崎区大島５丁目20番６－３号
債務者　平山由里子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
川崎市宮前区野川2237番地　県営住宅　22―406
債務者　太田　和宏
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
川崎市幸区南加瀬３丁目31番８号　プラーズ南加瀬　301、前住所川崎市幸区南加瀬１丁目16番18―101号　レオパレスオータニ
債務者　田村　純一
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
川崎市宮前区宮前平２丁目６番地７、前住所東京都足立区谷中５丁目２番１号　インプレス北綾瀬Ｂ―201
債務者　篠原なつみ（旧姓草刈）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
川崎市中原区苅宿36番１号　麻生フォームクリート社員寮、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台北２丁目１番15号
債務者　千葉　雄一
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
川崎市高津区久本３丁目１番17号　ノクティエイチⅡ　301
債務者　堤　　大輔
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係